

時^きの動

非正規裁判、一年半の闘いを終えて

兵庫県 福本 慶一

今年、8月26日に神戸地裁で行われた和解協議において、昨年(2月8日)に日本郵便株式会社へ提訴した福本慶一と「日本郵便非正規労働者の権利を守る会」の約一年半の闘いが終わりを迎えました。

日本郵便株式会社で働く非正規社員・福本慶一に對して、30分一回の遅刻を理由に半年間の時給を1460円から1250円にするという(約14%もの減額)一方的で、合意のない制裁を加えた日本郵便株式会社を提訴するという闘いでした。その福本の非正規裁判を支援しようと結成されたのが「守る会」です。

この裁判は、日本郵便非正規労働者の権利を守る会に加入して頂いた会員の方々、地域の職場で労働条件の向上のために闘っているの方々、私が所属する武庫川ユニオンの方々、私が委員長をしている日本郵便非正規ユニオンの仲間との支援で、その輪が広がり進んできました。ある非正規ユニオンの仲間はまるで自分のことのように福本の裁判を各地の交流会

で報告してくれ、守る会への加入を訴えてくれました。第一回から第十回の証人尋問まで延べ626人の傍聴支援を受け、私自身引きもりがちながら各職場、労組で闘っている方々との交流もでき激励をいただけてきました。

結果は会社側が原告側の請求額24万5千円のうちの約9割を支払うという内容で、原告被告とも合意して和解するという決着となりました。その後、地方紙・全国紙の新聞記事で裁判の内容が掲載されました。

私たち日本郵便非正規ユニオンの多くが長田郵便局に当時の呼称で「ゆうメイト」郵便配達員のアルバイトとして働き始めました。その5年後、郵政職場は民営・分社化され私たち外務配達員は郵便事業株式会社の一員として、半年契約の契約社員となり、一日8時間の雇用契約を結ぶことになりました。しかし、その数カ月後会社から突然「非正規社員の人件費を払えないので、6時間雇用に変更したい。同

意でなければ期間満了で雇止めもある」と。これまで私たちは何とか理由をつけて時給を下げられたりしてきて不満はありましたが、みんな働き続けた一心で泣く泣く受け入れてきました。私の場合は8時間雇用になったことで、自活し一人暮らしを始めた矢先の出来事でしたから、大変なショックでした。正社員でなくても細々と自立した普通の暮らしができる、そう思い描いた夢が崩れ落ちた瞬間であり、同時に溜りにたまった怒りがこみ上げてきました。その場に集められた非正規社員も困惑し怒りをあらわにしていました。

そんな時、ある社員が私たちに尼崎の地域労働組合・武庫川ユニオンを紹介してくれました。私たちは武庫川ユニオンのもと郵便分会を結成し、会社に対して組合結成の通知と団体交渉を申し入れることになりました。すると、会社は企業内労組と協議を重ねた結果、非正規社員の8時間雇用を継続すると通告し、企業外組合・武庫川ユニオン郵便分会との

交渉に、誠実な対応をせず合意内容についての協定書は結ばないと、労使関係を拒否してきたのです。組合活動に対して素人同然の私たちにとって、全ての事態がめぐるしく展開する中、武庫川ユニオンのために兵庫県労働委員会へ不当労働行為救済申立てを行い、その結果、会社側は「今後、も良好な労使関係の構築に誠意をもって努めると、和解協定を結ぶことになりました。

私たち日本郵便非正規ユニオンは武庫川ユニオンに引つ張られながら、ある組合員にも引つ張られながら組合活動を進めてきました。「福本裁判」の始まりはそんな非正規ユニオンに突き付けられた「非正規差別」「組合差別」であったことは明白でした。事実、当時の長田支店長は「福本の仕事に文句はないが、非正規ユニオン委員長であることが気に入らない」と公言していた。職場で常に肩間にしわを寄せて睨みつけていた支店長が、私の一回の遅刻に対して「福本君、30分以上の遅刻はいかん」と訓戒処分を言い渡した時の満面の笑みは忘れられない。そして、会社は労働基準法違反など解することなく就業規則のつとり淡々と半年間の時給210円減額を言い渡してきた。一方で、組合員でもない10年以上も働いてきた非正規社員にも理不尽な理由を

つけて評価を下げ減給をしてきました。組合員であるうとなかろうと働き方が気に入らない非正規社員には会社側が都合よく解釈できる制度のつとれば、簡単に減給ができるんだと言わんばかりの評価内容でした。雨具を乾燥機に入れっぱなしだったとか、管理者にたいする態度が社員としてふさわしくないとか、管理者に対する口調がさわしくないとか、私の遅刻にたいする評価が真つ当に聞こえるくらいに本当に酷い評価でした。ある非正規社員はこんな評価を許すような職場では正社員になるどころか、延々と不利益を押し付けてくるだけだと失望して職場を去りました。彼を最後の最後まで守ることができず、いま一緒に働くことができないことは本当に悔しいです。

裁判前後の交流のなかで、私たちは非正規のさらされている差別や労働実態を知ることになりました。自治体で働く臨時・嘱託職員、JRのみどりの窓口の契約社員、NTTの法定最低賃金並で働かされている契約社員、郵政の期間雇用社員、すべてに共通していることは、正規社員を非正規社員に置き換えていく職場と労働力を使い捨てるように扱う制度があるということです。そのなかでも郵政非正規社員の労働条件はましなほうではないかと、ある交流会

では「郵便局の非正規は非正規のモデルみたい。最終形態というか、生かさず殺す」。

いま、非正規労働者は全労働者の3人に一人ともいわれ、もはや自己責任という無責任なレッテル貼りでは言い表せない事態になっていると思います。新卒採用は抑えられ、求人募集には「非正規社員として採用します。正社員への登用制度あり、○年経てば試験資格が得られます」と。

新たな改正労働契約法の施行が始まると同時に、様々な裁判・争議が起きていることをみても、非正規労働者がいかに正規労働者と同じ仕事をしているにも関わらず正規社員との労働条件の格差が埋まっていないのが分かります。郵政では「努力したものが報われる人事給与制度」と銘打ち、正規社員を二分化し非正規と正規の間となるような新たな階層（新一般職）をつくり出し、人件費抑制と競争を煽る営業推進の両輪を完成させ株式市場へ突き進む準備を整えました。ますます私たち労働者は一枚岩になつて闘うことが困難になってきました。

それでも今回の裁判をともに闘い学んできた仲間には制度という差別に負けることなく、これからも弱い立場の味方となるだろうと、ふと思いました。

(ふんもと けいいち)